

JV の撤退と清算

事業再生/倒産ニュースレター

2023 年 11 月 9 日号

執筆者:

[柴原 多](#)

m.shibahara@nishimura.com

1. 始めに

JV（ジョイントベンチャー）は、自社の持たないノウハウ・経営資源等を JV パートナー間が JV を通じて相互に提供することで新たな価値を創出すると共に、リスクを適切に分担することに存在意義の 1 つがある。しかしながら、①一旦、JV パートナー間の関係が悪化すると、デッドロックや契約違反が生じ、円滑なビジネス運営に支障をきたし、また、②JV（対象会社）の財務状況が悪化すると、当該損失の処理を巡って、JV パートナー間で軋轢が発生することがある。

そこで、本稿では、そのような JV の処理を巡る問題を概観することとする。

2. 契約上の攻防

まず、JV パートナー間の関係が悪化した場合に備えて、通常は JV 契約において、①JV 関係の解消方法に関する条項、及び②紛争解決手段に関する条項が記載されていることが多いため、当該条項に従って処理を行うことが想定される¹。

一般的にはこれらの条項の内容として、①デッドロックや重大な契約違反が生じた場合には、協議を経た上で、相手方の持分を買い取る（コールオプション）又は自己の持分を売却する（プットオプション）という JV 関係の解消方法が定められており、また、②予め紛争解決手段を定めておき、当事者間で解決ができない場合には、当該定めに基づいて、訴訟か仲裁に基づいて処理することが多い。

しかしながら、コールオプションを行使しても相手方がこれに応じない場合には、直ちに売買の実現を強制することは通常できないし、プットオプションもまた同様である。

これは通常の契約には執行力がないため（民事執行法 22 条参照）、原則として訴訟手続等を経ずして契約書の内容を強制することはできないからである。

ましてや株価の算出方法や決定手続の定めが抽象的であったり、多義的な内容の場合は、株価が一義的でないとして相手方が拒否する理由にもなりかねない点に留意が必要である²。そのほかオプションの行使に際しては、対象会社が借入をしている場合には、金融機関からの承諾が必要となることもあるし、対象会社の契約に COC 条項が含まれている場合には、その対応を検討する必要もある。

¹ なお本稿で記載した事項の他に、法的には議決権拘束契約の効力の問題等が生じることがあり、実務的には複雑な JV 契約を作成したものの担当者が離職した場合には、当該契約作成の経緯を知る者が社内には存在しないケース等、様々な問題が生じることがある。

² その他株式譲渡制限契約の実行性に関しては金丸和弘他『ジョイント・ベンチャー契約の実務と理論（新訂版）』（金融財政事情研究会・2017 年）305 頁以下参照のこと。

また、予め定めた紛争解決ルールに基づき訴訟を行うにも、①訴訟は通常、公開法廷で実施される点に留意が必要であり（憲法 82 条 1 項）³、②そもそも JV の相手方に対して訴訟提起をするという社内意思決定を行うことが困難であったり、それなりの時間がかかることが多い。この点、仲裁であれば、非公開で行えるが、仲裁人のメンバー選定や費用など不透明な点が少なくない⁴。

したがって、単に JV 契約で解決手段を定めたとしても、それが機動的かつ効率よく実施できる保障は必ずしも存在しないという点に留意する必要がある⁵。

3. 対象会社の清算

これに加え対象会社の清算となると、実務担当者にとっては悩ましい点が多い。

仮に対象会社が資産超過の状態であれば、会社法上の「通常清算」手続（会社法 475 条以下）を経ることになるので、何時・誰の主導で清算するか、或いは終了後のノウハウの帰属等を巡って協議を行うことになる。

しかしながら対象会社が債務超過の場合は、更に検討する課題が多くなる。

具体的には、特別清算手続（会社法 510 条以下）を用いるのか、破産手続を用いるのか、或いはその他の手段を用いるのかを検討することになる。

この点、特別清算手続の場合は、実務上、（少額の）取引債権者を巻き込まないことが多いため⁶事前取引債権者の保護を図れるか、その弁済原資はどうするのか、金融債権者の了解は得られるのかといった点につき、事前処理が必要となることが多い⁷。

これに対して、破産手続は公明正大である反面（したがって少額債権の保護も困難になり）、破産管財人に手続の主宰権が移るので株主サイドで手続をコントロールすることは困難となる。ましてやケースによっては株主から派遣された取締役が破産管財人からの調査要請の対象になることもあり、その点を経営陣に説明することも実務上は重要なポイントである。具体的には破産法 83 条 1 項は「破産管財人は、第 40 条第 1 項各号に掲げる者（筆者注：取締役らを含む）及び同条第 2 項に規定する者に対して同条の規定による説明を求め、又は破産財団に関する帳簿、書類その他の物件を検査することができる。」と規定している。

4. 対象会社が海外の場合

以上が国内の JV を処理する場合に問題となりやすい、実務上の論点である。

これに対して、海外の JV を処理する場合には、撤退に伴うイメージダウン（「日本人は儲けておきながら、具合が悪くなると撤退するのか」という批判）、現地従業員との交渉（「日本人は現地の雇用を守らないのか」という批判）、現地役員の安全確保（衝動的な行動からの待避）、撤退に伴う行政の報復的対応

³ テクニカルには憲法 82 条 2 項の公開制限や弁論準備手続の活用又は民事訴訟法上の閲覧等制限制度を利用することになる。

⁴ 理論的には民事調停という手段も存在するが、調停委員の個性等を踏まえ、この手の手続では利用されないことが多い。

⁵ この点の詳細は金丸和弘他『ジョイント・ベンチャー契約の実務と理論（新訂版）』（金融財政事情研究会・2017 年）187 頁以下参照のこと。

⁶ 具体的には少額債権への弁済許可が認められている（会社法 537 条 2 項）。

⁷ 詳細は山口和男編『特別清算の理論と裁判実務（新会社法対応）』（新日本法規出版、2008 年）31 頁参照のこと。

（「現地の雇用への配慮や税金等の取り漏れがないか」の確認）など様々な点が問題となる⁸。

加えて近時議論されているのは「責任ある撤退」という概念である。簡単に言えば、（紛争等の影響を受ける地域から）企業が撤退する際には、残された従業員・消費者を始めとする関係者の人権等に多大な影響を与えないよう、慎重な判断が必要であり、また一定の措置を講じたり、ステークホルダーに適切に説明を行えるようにすることが望ましいというものである⁹。実際にノルウェーの携帯会社（テレノール社）は、ミャンマーの携帯事業を権威主義国家で活躍する企業に売却したことで、社会的批判を浴びている¹⁰。

なお日本でも事業の売却先が反社会的企業である場合には社会的非難、場合によっては法的非難を受ける可能性がある。また、日本企業はマネーロンダリングへの警戒感が低いとも言われるが、この点にも留意が必要である¹¹。

5. 今後の動向

問題なのは、この責任ある撤退という考え方が日本国内においても普及していくかである。見方を少し変えると、責任ある撤退とは、人権に対する配慮である。その意味では、人権侵害が疑われる企業との関係というものは日本でも徐々に意識がなされているところである。それに加えて、撤退の際には（工場の撤去等に伴う）現状回復、特に環境に対する配慮というものには注意が必要である¹²。現に破産管財事件においては、不動産を（安易に）財団から放棄して、周辺住民に多大な損害を与えかねない可能性を看過することの問題点は指摘されており、投入可能な積極財産の金額、所轄官庁、地方公共団体、地元住民との協議・協力をどこまで求めていくかは重要な問題である。

以上を総括すると、撤退とはある意味、対象企業の後片付けだが、その後片付けに纏わる規制やプラクティスに対しては一層の配慮が求められる。

⁸ 例えば拙著「国内及び海外からの撤退と留意点」東京弁護士会編・法律実務研究第36号284頁（2021年）参照のこと。

⁹ 詳細はビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省 庁施策推進・連絡会議「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」4.2.2（経済産業省・2022年）参照のこと。https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryou4.pdf

¹⁰ 詳細は以下の報道を参照のこと。「Telenor looking to support Myanmar customers at risk」（Reuters・2022年10月28日）<https://www.reuters.com/business/media-telecom/telenor-provide-support-customers-former-myanmar-unit-2022-10-28/>

¹¹ 西村利也「日本のNPO、マネロンに悪用懸念 テロ資金への低い危機意識指摘」（産経新聞・2021年8月30日）参照のこと。<https://www.sankei.com/article/20210830-NGBYM6M27NILXIMI754JUPIC5U/>

¹² 類似の問題として危険な建物の処理については、木内道祥監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編『破産実務 Q&A220 問』（きんざい、2019年）219頁参照のこと。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 newsletter@nishimura.com